

(天)
財計第2643号
平成21年1月7日

日本産婦人科医会会长 殿

財務省主計局長

丹吳 泰健



「出産費及び家族出産費の受取代理について」の一部改正について

標記の件について、別紙のとおり各共済組合に通知したので、参考までに通知します。



「出産費及び家族出産費の受取代理について」の一部改正について

出産費及び家族出産費の受取代理について（平成20年2月27日付財計第398号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知します。

記

第3の1中「別添様式」を「別添1様式」に改める。

第3の2中「明記すること。」の次に次のように加える。

また、財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）の医学的管理下において、平成21年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。）がなされたことを認めた場合には、出産費等は3万円を加算し、38万円を支給することとなるが、加入分娩機関が組合員に代わって38万円を受け取るためには、加入分娩機関より分娩後に送付する分娩費請求書の写しに対し、機構の発行する所定の印（別添2）を押す必要がある旨も併せて当該書面に記載すること。

第3の3中「確認すること。」の次に次のように加える。

分娩費請求書の写しに対し加入分娩機関により所定の印が押されていた場合は、出産費等を3万円加算し、合計38万円支給すること。

第3の3のア中「請求額が35万円」の次に「（分娩費請求書の写しに対し所定の印が押されていた場合は38万円。以下この第3において同じ。）」を加える。

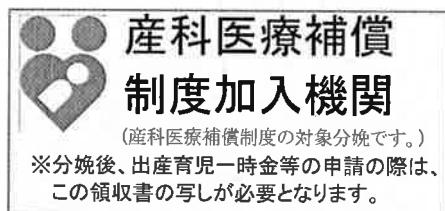
第4に次のように加える。

4 出産日が平成21年1月1日前であるときは、産科医療補償制度の開始前であることから、出産費等の支給額は一律35万円であること。

別添様式中「（別添）」を「（別添1）」に、「上限35万円」を「上限35万円（注）」に改め、「※印欄は記入しないで下さい。」の下に「（注）産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下において在胎週数22週に達した日以後に出産した場合の法定給付の額は、38万円となること。（支給の際は加入分娩機関より送付される分娩費請求書の写しに所定の印（別添2）が押印されているか確認すること。）」を加え、同様式の次に次の別添2を加える。

(別添2)

制度対象分娩であることを証明する印 イメージ



- ・ 実寸サイズは、縦2.7cm×横6.0cm
- ・ 外枠は実際には印についていません。

附 則

- 1 この改正は、平成21年1月1日から適用する。
- 2 平成21年1月1日前に同日以後の出産に係る出産費及び家族出産費の受取代理の請求について、この改正による改正前の請求書の受付を行った場合であっても、改正後の規定により取り扱うこととする。
- 3 この改正の施行の際現に存するこの改正による改正前の請求書は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。